

文化庁 長官官房著作権課法規係 御中

著作権法施行令の改正に対して、以下の通り意見を表明します。

著作権法第 113 条第 5 項の「政令において定める期間」は「2 ヶ月」とすべきであり、現在の文化庁案である「4 年」とすべきではないと考えます。

その理由は、本法の立法趣旨が「内外価格差から国内盤商業用レコードを保護する」と言うものであると言う点が第一に挙げられます。かかる立法趣旨の目的を達成するに当たっては、とりわけわが国においては商業用レコードを対象にしたものでは今や「世界唯一」である再販売価格維持（再販）制度を現在もなお護持し続けているにも関わらず、このような「二重保護」を実施するのであれば、それを実行するに当たって根拠を明確に示す必要があるにも関わらず、現在公表されている文化庁案の根拠は「関係権利者の利益の確保と、関係事業者や消費者の利益の調和を図ることを基本としつつ、音楽レコードの国内市場における流通期間や、相当の売上げが期待される期間を総合的に勘案して検討した結果」と言う非常に曖昧なものでしかありません。このような曖昧な根拠では本法に反対し、衆議院に請願署名を提出した 5 万 9050 名（内、受理分 3 万 3057 名）に対する説明責任を全うしたものは到底、認められないばかりか、文化庁及びレコード会社各社が国会の内外において繰り返す「還流防止措置と再販制度は無関係」なる主張は 9 月 7 日に公正取引委員会で実施された「音楽用 CD 等の流通に関する懇談会」においては岸井大太郎・法制大学法科大学院教授により「例えば諸外国で輸入権を認める、こういう例は確かにあるわけですがけれども、この場合は再販制度はないわけですから、再販制度がなくて国内で価格競争をしていることを前提にして輸入権で一定のコントロールをかける、これが本来の輸入権のあり方だとすると、日本の場合に再販制度があるうえでさらに輸入権をかけるということになると、先ほど二重保護という機能、機能的にそうなることははっきりしている（中略）還流防止措置の法律の目的の中に、再販価格を前提にして再販価格を下支えするというようなことを事実上意図して、あるいはそういうことを念頭に置いて還流防止ということがなされているのか、逆にもしそうでないのだったら（中略）輸入権で、いわば特権を倍加してしまう」と指摘されたのを始め、文化審議会委員（著作権分科会法制問題小委員会主査）である中山信弘・東京大学大学院法学政治学研究科教授ら複数の有識者によって明確に否定されているところです。もし文化庁が今後も「還流防止措置と再販制度は無関係」との主張を維持するつもりであるならば、オリコン上位 30 曲と Billboard、或いは BBC Chart のそれを比較して明らかに 800～1600 円も高水準である日本の音楽用 CD の価格差は何が原因で生じているものか責任を持って精査し、それでもなお世界一高額な価格設定を日本国民に“だけ”押し付けるが如きこのような法律に意義が有ると言うならばその根拠を、5 月 28 日の衆議院文部科学委員会での審議においてその信憑性を明確に否定された文化科学研究所及び三菱総合研究所のデータを白紙撤回して一から再調査を行う段階より明示していただきたいと要望します。

次に、政令で定める期間を「2 ヶ月」とすべき理由について述べさせていただきます。以下はオリコン調査の2003年累計チャートより邦楽は原則として「売上100万枚以上」「50～99万枚」「30～49万枚」「10～29万枚」「10万枚未満」というグループ別に分類し、洋楽はこれに準じてサンプルが抽出可能範囲でな比較的売上枚数が多い代表的なタイトルを抽出し、発売より10週間の売上枚数を示した統計結果です。

※コピーコントロールCDであるか否かの区別はしていません。

《邦楽》

CHEMISTRY 「Second to None」 (ソニー・2003/01/08 発売)

2,001,917 (年間累計)

1,075,872・54% (1週)

1,477,981・74%

1,670,112・83%

1,779,026・89%

1,837,242・92% (5週)

1,879,328・94%

1,904,048・95%

1,921,564・96%

1,934,630・97%

1,944,297・97% (10週)

BoA 「VALENTI」 (エイベックス・2003/01/29 発売)

1,209,044 (年間累計)

615,218・51% (1週)

838,069・69%

948,423・78%

1,003,055・83%

1,040,567・86% (5週)

1,064,801・88%

1,081,550・89%

1,092,567・90%

1,102,336・91%

1,110,227・92% (10週)

Every Little Thing 「Many Pieces」 (エイベックス・2003/03/19 発売)

526,542	(年間累計)
230,116	..44% (1 週)
330,357	..63%
384,072	..73%
417,949	..79%
442,454	..84% (5 週)
458,675	..87%
475,387	..90%
485,511	..92%
492,239	..93%
497,670	..95% (10 週)

スガシカオ 「SMILE」 (BMG ファンハウス・2003/05/07 発売)

171,817	(年間累計)
81,124	..47% (1 週)
110,556	..64%
128,190	..75%
139,820	..81%
146,911	..86% (5 週)
152,494	..89%
157,077	..91%
161,370	..94%
163,913	..95%
165,875	..97% (10 週)

day after tomorrow 「elements」 (エイベックス・2003/03/26 発売)

157,166 (年間累計)
85,767 ..55% (1 週)
107,623 ..68%
118,649 ..75%
126,119 ..80%
131,587 ..84% (5 週)
136,897 ..87%
140,017 ..89%
142,193 ..90%
143,466 ..91%
144,679 ..92% (10 週)

《洋楽》

t. A. T. u 「t. A. T. u」 (ユニバーサル・2003/03/05 発売)

1,064,276 (年間累計)
64,503 .. 6% (1 週)
167,627 ..16%
240,669 ..23%
303,904 ..29%
356,365 ..33% (5 週)
404,222 ..38%
492,438 ..46%
556,709 ..52%
627,327 ..59%
686,679 ..65% (10 週)

Evanescence 「Fallen」 (ソニー・2003/06/25 発売)

229,776 (年間累計)
39,209 ..17% (1 週)
66,746 ..29%
90,853 ..40%
109,073 ..47%
131,401 ..57% (5 週)
149,823 ..65%
163,844 ..71%
179,896 ..78%
190,406 ..83%
199,563 ..87% (10 週)

Beyonce 「Dangerously In Love」 (ソニー・2003/06/25 発売)

133,891 (年間累計)
28,220 ..21% (1 週)
47,641 ..36%
64,016 ..48%
74,278 ..55%
84,820 ..63% (5 週)
92,235 ..69%
98,800 ..74%
105,491 ..79%
110,557 ..83%
115,219 ..86% (10 週)

Radiohead 「Hail to the Thief」 (東芝 EMI - 2003/06/02 発売)

113,991	(年間累計)
35,620	..31% (1 週)
81,356	..71%
92,026	..81%
97,727	..86%
102,071	..90% (5 週)
105,251	..92%
107,198	..94%
108,799	..95%
110,449	..97%
111,680	..98% (10 週)

Madonna 「American Life」 (ワーナー - 2003/04/23 発売)

102,942	(年間累計)
31,013	..30% (1 週)
53,637	..52%
67,539	..66%
77,600	..75%
84,851	..82% (5 週)
90,259	..88%
94,065	..91%
96,701	..94%
98,721	..96%
100,004	..97% (10 週)

以上のように、邦楽は全体的に発売から 10 週以内に年間総出荷枚数の 90%以上を売り上げる傾向にあり、特に例示したタイトルの場合は 8 週、すなわち 2 ヶ月でいずれも 90%をクリアしているのに対し、洋楽はタイトルごとに売上傾向のばらつきが見られ、客観的に見ても洋楽を輸入禁止の対象にする意図が無いと言うのであれば 2 ヶ月以上の期間設定は立法趣旨である「邦楽の還流防止」そのものに対する疑義を生じさせるものです。特に、現在は時限再販が「6 ヶ月」とされている事実を無視し、何ら根拠を示すこと無く「還流防止措置と再販制度は無関係」との立場に基づいて 4 年もの長期間にわたって輸入禁止を実行することは、6 月 1 日の衆議院文部科学委員会で高橋健太郎参考人が証言したように消費者にとっては「買いたくても買えない」状況であると同時に著作権者にとっては、もし海外で正規にライセンスした楽曲が廃盤にならず販売が継続されている場合でも、隣接権者であるレコード会社の判断により既に CD が廃盤になっている場合は原盤権の譲渡などの方法に拠らない限り「売りたいくても売れない」極めて不合理な状況を招くことが当然に予想されます。隣接権者の都合でそうした状況に著作権者を追い込むことが著作権法第 1 条の「文化の発展に寄与」する目的に合致するとは到底、考えられません。また、附則第 3 条では本年 12 月 31 日以前に発売された全ての商業用レコードについても来年 1 月 1 日に発売されたものとみなすこととされているため、既に廃盤となっているものを含めて 4 年間もの長期にわたり輸入禁止を実行することにより保護される法益が全く不明瞭であり、その点からも 4 年もの長期間の輸入禁止は実行すべきではありません。

以上の理由により、政令で定める期間は「2 ヶ月」とすべきである旨の意見を表明致します。